

第十六子出生より第十七子出生までの平均期間 三〇・〇〇月

備考

全體について第十七子まで示されてゐるに拘らず、多種の職業別には第十三子以上の表示なきは、一見、不思議に思はれるであらうが、第十三子以上第十七子を有する夫婦は、これに示した職業外の夫婦例へば、農村在住生活者又は、農村在住賃銀労働者の中にあるがためである。

右の表について、先づ全體の出生速度を見るに、婚姻期日より第一子出生までの平均期間は二九・二一月である。即ち夫婦は婚姻後平均二年半を経過して第一子を出生することになつてゐる。第一子出生期日より第二子出生までの平均期間は三六・九三月であつて、大體、三年見當である。以下、第六子までは、常に三年の間隔で出生してゐることが判る。然るに第六子以上の出生ある夫婦に在つては、その平均出生間隔は幾分短縮せられ、三十月乃至三十四月になつてゐる。

次に各個の職業別夫婦について、婚姻期日より第一子出生までの平均期間を見るに、一般俸給生活者の二・五・九月が最も短かく、之に亞いで富有階級の二・六・四月、カーボン階級の二七・四〇月が短かい。之に反して、一般貨銀労働者の三一・四四月が最も長く、之に亞いで一般中小商工業主の二九・六六月が長い。

判任官以下官廳職員に對する臨時
家族手當給與の決定

判任官、同待遇者、嘱託員、雇員、傭人又は職工に対する臨時家族手當給與は昭和十五年八月十三日勅令第五百二十五號を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手當給與の勅令

勅令第五百二十五號

一、根本方針
基本國策要綱

皇國の國是は八紘を一宇とする肇國の大精神に基づき世界平和の確立を招來することを以て根本とし必ず皇國を中心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亜の新秩序を建設するに在りこれがため皇國自ら速に新事態に即應する不拔の國家態勢を確立し國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進す

對シ常分ノ内月額拾圓以内ノ臨時家族手當ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル手當ノ給與ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

近衛内閣基本國策要綱の發表

昭和十五年七月二十二日成立した第二次近衛内閣は八月一日定例閣議に於て基本國策要綱を決定、總理談を以て新聞紙を通じて發表したが、人口政策的見地も亦その重要な一綱目として採り上げられてゐる。その全文を掲ぐれば次の如くである。

二、國防及外交
内外の新情勢に鑑み國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す、現下の外交は大東亜の新秩序建設を根幹とし先づその重心を支那事變の完遂に置き國際的大變局を遠觀し建設的に且つ彈力性に富む施策を講じ以て國運の進展を期す

三、國內態勢の刷新

内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立するに在り、これが爲左記諸件の實現を期す

- 1 國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す
 - 2 強力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る
- (イ) 官民協力一致各其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立
- (ロ) 新政治體制に即應し得べき議會監督體制の確立

- (ハ) 行政の運用に根本的刷新を加へその統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立

- (イ) 日滿支を一環とし大東亜を包容する協同經濟を基調とし國防、經濟の根基を確立す

濟闇の確立

(ロ) 官民協力による計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備

(ハ) 総合經濟力の發展を目標とする財政計畫並に金融統制の確立強化

(ニ) 世界新情勢に對應する貿易政策の刷新

(ホ) 國民生活必需物資特に主要食糧の自給方策の確立

(乙) 重要產業特に重、化學工業及び機械工業の割期的發展

(ト) 科學の割期的振興並に生產の合理化

(チ) 内外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充

(リ) 総合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立

4 國是遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上並に人口增加に關する恒久の方策特に農業及び農家の安定發展に關する根本方策を樹立す

5 國策の遂行に伴ふ國民犠牲の不均衡の是正を斷行し厚生的諸施策の徹底を期すると共に國民生活を刷新し眞に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す

尙、基本國策要綱中に言及されてゐる國土開發計畫の確立については今春來企書院を中心に行政府各機關の間で研究立案されてゐる日滿支を一環とする國土計畫として具體化せられる筈で、人口の無制限なる都市集

中の防止、都市農村間の人口配分の適正化、國內及び東亞圈諸國への移民計畫等を包含することになつてゐる。

厚生省豫防局の精神健康調査の中間報告

厚生省豫防局に於ては千葉及び埼玉縣下の某村に對し部落の精神健康調査を實施したが、その中間報告を掲ぐれば次の如くである。

精神病の全人口に對する百分率は次の如くであるが

全 人 口	千葉 縱	埼玉 縱
一、八九七	二、三三八	二、六六
一・四二	○・四二	○・五一
一・四三	○・四五	○・〇五
○・一	○・一	○・四七
○・〇五	○・〇五	○・〇五
○・九〇	○・九〇	○・五
○・五一	○・五一	○・一〇
○・五	○・五	一・一〇
○・四六	三・四六	五・三〇
○・五	○・五	一・一〇
○・九九	○・九九	一・一〇
○・一四	○・一四	一・一〇
○・六五	○・六五	一・一〇
○・〇五	○・〇五	一・一〇
精神分裂病	精神分裂病	精神分裂病
躁鬱病	躁鬱病	躁鬱病
癲癇	癲癇	癲癇
進行性麻痺	進行性麻痺	進行性麻痺
病的人格	病的人格	病的人格
其の他	其の他	其の他
全精神病者	全精神病者	全精神病者

厚生省勞働局に於ては貨金統制令第五條第一項の規定による満十二歳以上満二十歳未滿の未經驗勞働者(男子)の初給賃金公定に就きかねて立案中であつたが、昭和十五年八月一日よりいよいよ公定實施のはこびを見るに到つた。その公定額一覽表は別掲の如くである。

尙、女子に就ても同じく本年十月一日公定の豫定で、その基準額も亦別掲の如くである。

記

未經驗労働者(男子)初給賃金の公定